

# オークション規程改定のご案内

【主な改定内容】名義変更は、あくまで法令で定める期限で行われるものであるため、疑義の生じないよう表現および名称等を変更する。

【施行日】 2024年3月1日（改定告知日：2月1日）

【新旧比較表】

## 1. USSオートオークション規則

新	旧	備考
第1条(目的) 3. <u>オークションに参加する会員は、本規則を含む諸規程および法令を遵守する。</u>	項番追加	法令を遵守するもの
第44条（落札車両の登録） 1. 落札店は、 <u>法令等の定めるところに従い、登録を申請しなければならない。</u> ただし、落札車両が一時抹消登録（軽自動車における返納）の場合は除く。	第44条（落札車両の登録） 1. 落札店は、 <del>譲渡書類を受領した後は、諸規程に定める日まで</del> <del>に登録を完了しなければならない。</del> ただし、落札車両が一時抹消登録（軽自動車における返納）の場合は除く。	落札車両の登録は、法令の定めに従って申請するもの
第46条（名義変更完了通知遅延ペナルティ） 落札店が、第44条第2項で定める登録の完了 <u>についての</u> 当社に対する通知を怠った場合、当該落札店は、諸規程に定めるペナルティを出品店に支払わなければならない。	第46条（名義変更遅延ペナルティ） 落札店が、第44条で定める登録の完了 <u>および</u> 当社に対する通知を怠った場合、当該落札店は、諸規程に定めるペナルティを出品店に支払わなければならない。	名称の変更 第44条の変更に付随

## 2. 書類規程

新	旧	備考
第6条（譲渡書類の有効期限） 4. 出品店が、落札店に <u>前3項に規定する</u> 期間不足によるペナルティ金2万円を支払うことにより、落札店が <u>有効期限</u> 不足の譲渡書類を承諾した場合には、出品店は、 <u>有効期限</u> 不足の譲渡書類の引渡しをすることができる。 5. 出品票の所定欄に <u>譲渡書類有効期限</u> の記入があり、かつその期限がUSSに譲渡書類が引渡された日を含め21日を超えている場合の <u>第1項および第2項の適用については、第1項および第2項中「オークション開催月の翌月末日」とあるのは、「出品票記載の譲渡書類有効期限」とする。</u> 6. <u>出品票の所定欄に譲渡書類有効期限</u> の記載があるが、出品店からUSSへ譲渡書類の引渡しが遅れたことにより期限不足（21日以下）となった場合について、USSへ引渡された日から21日を超えて有効な期限がある場合は条件を満たしたものとする。	第6条（譲渡書類の有効期限） 4. 出品店が、落札店に期間不足による <u>早期名変</u> ペナルティ金2万円を支払うことにより、落札店が <u>期間</u> 不足の譲渡書類を承諾した場合には、出品店は、 <u>期間</u> 不足の譲渡書類の引渡しをすることができる。 5. 出品票の所定欄に <u>名義変更期限</u> の記入があり、かつその期限がUSSに譲渡書類が引渡された日を含め21日を超えている場合 <u>には第1、2項によらない。</u> 6. <u>名義変更期限</u> の記載があるが、出品店からUSSへ譲渡書類の引渡しが遅れたことにより期限不足（21日以下）となった場合について、USSへ引渡された日から21日を超えて有効な期限がある場合は条件を満たしたものとする。	名義変更の期限 ↓ 譲渡書類の有効期限
第15条（名義変更完了通知の期限） 1. 落札店は、落札車両について、オークション開催月の <u>翌月末日を名義変更完了通知期限</u> として（または第6条5項による <u>譲渡書類有効期限迄</u> ）、車検証等名義変更を明らかにする書類の写しをUSSに <u>引き渡すこと</u> で、 <u>移転登録または抹消登録を完了したことを通知するものとする。</u> 2. 落札店が、 <u>前項に従って</u> 書類の写しを引渡さない場合は、USSにおいて現在登録証明書にて確認手続（軽自動車を除く）を行うものとし、落札店は、USSに対して、現在登録証明書取得手数料金3千円（消費税別）を支払うものとする。	第15条（名義変更の期限） 1. 落札店は、落札車両について、オークション開催月の <u>翌月末日迄</u> （または第6条5項による <u>名義変更期限迄</u> ）に <u>移転登録または抹消登録を完了するものとし</u> 、車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを <u>開催月の翌々月5日までに</u> USSに <u>引渡しをしなければならない。</u> 2. 落札店が、 <u>オークション開催月の翌々月の5日迄に前項の</u> 書類の写しを引渡さない場合は、USSにおいて現在登録証明書にて確認手続（軽自動車を除く）を行うものとし、落札店は、USSに対して、現在登録証明書取得手数料金3千円（消費税別）を支払うものとする。	名義変更の期限 ↓ 名義変更完了通知の期限
第17条（名義変更完了の通知方法） 1. 落札店は、第15条第1項の <u>通知に際しては</u> 、車検証等名義変更を明らかにする書類の写しに開催回数と出品番号を明記してUSSへ <u>通知するものとする。</u>	第17条（名義変更の <u>届出</u> 方法） 1. 落札店は、第15条第1項の <u>名義変更等完了の引渡しにつ</u> <u>いで</u> 、車検証等名義変更を明らかにする書類の写しに開催回数と出品番号を明記してUSSへ <u>届け出るものとする。</u>	届出 ↓ 完了の通知
第18条（名義変更完了通知義務違反） 第19条（軽自動車の名義変更完了通知義務違反の特則） 名義変更 <u>完了通知義務違反</u> のペナルティ	第18条（名義変更 <u>遅延ペナルティ</u> ） 第19条（軽自動車の名義変更 <u>遅延ペナルティ</u> の特則） 名義変更 <u>遅延</u> ペナルティ	名義変更遅延ペナルティ ↓ 名義変更完了通知義務違反

以上

ご不明な点がございましたら各会場事務局までお問合せください

2024年2月1日 USS事務局